

平成23年12月15日現在

ユース等育成選手規程

日本身体障害者水泳連盟

(目的)

第1条 パラリンピックを目指すユース等若い世代の選手育成を目的とし、地域エリアでの強化指定選手合宿への参加、ユース等対象の国際大会派遣などの機会をつくとともに、競技力の向上だけでなく、代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、ドーピングなどの理解などを通して、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

(対象)

第2条 育成選手はA指定選手とB指定選手とに分類し、次の項目のすべてを満たす者を育成A指定選手とする。

- (1) 日本身体障害者水泳連盟（以下「JSFD」という。）登録者で1月1日現在、満10歳以上満19歳以下であること。
- (2) 登録申請時1か月前までの公式記録で、ジャパンパラリンピック水泳大会参加標準記録を最低1種目上回ること。
- (3) ジャパンパラリンピック大会などでのクラス分けが済まされていること。
- (4) 将来も含めIPCライセンス登録の意思のある者。
- (5) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (6) アスリートとして、礼儀と規律を遵守できること。
- (7) 保護者の承認が得られること。

2 前項(1)、(5)、(6)、(7)を満たし、かつJSFD日本選手権大会参加標準記録を最低1種目上回る者を育成B指定選手とする。

(選考及び登録)

第3条 育成A指定選手の取り扱いは次による。

- (1) 2条1項に該当する選手のうち希望があった選手を選手強化担当が推薦し、育成指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。なお、選考委員会は「国際大会強化指定選手規程」にある選考委員会をもってあてる。）で決定する。
- (2) 決定された選手はJSFD育成A指定選手として登録される。
- (3) 育成A指定選手の決定にあたっては、選手から参加の意思と健康状態が分かる資料等の提出を求め、判断する。
- (4) 1年間の登録料は常任理事会で決定する。
- (5) 育成A指定の選手数は予算や諸条件を勘案し、概ね20名以内とし、選考委員会でその都度決定する。
- (6) 育成A指定選手資格のある者が育成B指定選手に登録することは認めるが、育成B

指定選手資格の者が育成A指定選手に登録することはできない。

2 育成B指定選手の取り扱いは次による。

- (1) 2条2項に該当する選手のうち希望があった選手を選手強化担当が推薦し、JSFD選手強化会議で決定する。
- (2) 決定された選手はJSFD育成B指定選手として登録される。
- (3) 育成B指定選手の決定にあたっては、選手から参加の意思が分かる資料等の提出を求め、判断する。
- (4) 1年間の登録料は常任理事会で決定する。
- (5) 育成B指定の選手数は予算や諸条件を勘案し、選手強化会議でその都度決定する。
- (6) 育成B指定選手資格の者が育成A指定選手に登録することはできない。

(取り消し)

第4条 第2条で定める項目を満たさないと判断したとき、クラス変更や医学的問題が生じた場合は、登録を取り消すことができる。

(活動)

第5条 育成A指定選手は、JSFDが実施する次の事業に参加する。参加に要する費用は自己負担とする。ただし、助成金等により負担が軽減される場合がある。

- (1) 強化指定選手地域エリア合宿（東、西、南のいずれか）
- (2) 強化指定選手中央合宿への招聘（人数・対象などその都度決定）
- (3) JSFDの派遣する国際大会への参加（JSFDが認めた場合）

2 育成B指定選手は、JSFDが実施する前項（1）の事業に参加することができる。参加に要する費用は自己負担とする。

(遵守事項)

第6条 育成選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て、了解を得なければならない。

- (1) 指定された合宿等の事業への参加
- (2) 指定された国内競技会等への参加
- (3) 指定された連盟等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) IPC, JSFD, FINA, 日本水泳連盟などの規則

平成22年3月5日制定

附 則

この規定は、平成22年4月1日より施行する。

平成23年2月12日 改定

平成23年12月15日 字句修正

平成23年12月15日 常任理事会決定事項

ユース等育成選手規定3条にある登録料は次のとおりとする。

育成A指定選手は8,000円（IPCライセンス登録料3,000円を含む）

育成B指定選手でIPCライセンス登録をするもの6000円

育成B指定選手でIPCライセンス登録をしないもの3000円

地域エリアと責任者

東（主に静岡県以東）一峰村

西（主に中部・近畿・中四国の一部）一滝元

南（主に九州・中四国の一部）一陶山

（選手の所属地域エリアについては、選手・コーチの交通至便などから弾力性をもって取り扱う）

平成22年3月5日 常任理事会決定事項

ユース等育成選手規定3条にある登録料は次のとおりとする。

育成A指定選手は5,000円（別途IPCライセンス登録料3,000円が必要）

育成B指定選手は3,000円（IPCライセンス登録料は含まない。登録する場合別途3,000円が必要）とする。

地域エリアと責任者

東（主に静岡県以東）一峰村

西（主に中部・近畿・中四国の一部）一滝元

南（主に九州・中四国の一部）一陶山

（選手の所属地域エリアについては、選手・コーチの交通至便などから弾力性をもって取り扱う）

